

令和6年度埼玉県学校総合体育大会 水球競技

実施要項

- 1 主 催 埼玉県教育委員会 埼玉県学校体育協会
- 2 主 管 埼玉県高等学校体育連盟
- 3 後 援 (公財)埼玉県スポーツ協会
- 4 期 日 令和6年6月22日(土)・23日(日)
- 5 会 場 県営大宮公園水泳場
- 6 種 目 水球競技
- 7 競技規則 2024年度財団法人日本水泳連盟競技規則に準ずる
- 8 引率・監督 (1)出場チームの選手は必ず引率責任者によって引率される。引率責任者は選手のすべての行動に対し、責任を負うものとする。
(2)引率責任者は、校長の認める当該校の職員(公立学校の場合は教員)とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則78条の2に示された者)も可とする。
但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出ること。
(3)監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。
- 9 参加資格 (1)選手は、埼玉県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で当該大会実施要項の参加資格を有する者とする。但し、休学中、留学中の生徒を除く。
(2)選手は、高等学校体育連盟に加盟する学校の生徒で、令和6年度日本水泳連盟への登録が完了したチームおよび選手であること。
(3)年齢は平成17年4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
(4)転校後1年未満のものは参加を認めない(外国人留学生もこれに準ずる)。但し、一家転住等やむを得ない場合は高体連会長の許可があればこの限りではない。
(5)出場する選手は、予め健康診断を受けること。複数校合同チームにおいては在校する学校長および県高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。出場する選手は、あらかじめ健康診断(未実施の場合は保健調査票等による健康状態の確認)を受け、在学する学校長の承認を必要とする。
(6)チームの編成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は認めない
(7)以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。合同チームを編成する場合は申請前に委員長へ報告し、所定の手続きを済ませること。
ア 部員不足に伴う合同チーム(水球)
(県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合)
詳細は、(公財)全国高等学校体育連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
イ 再編整備計画対象校による合同チーム(統廃合完了前2年間に限る)
(8)参加資格の特例
ア 上記(1)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断された生徒について、別途に定める規程に従い大会参加を認める。
イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

[大会参加資格の別途に定める規程]

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、埼玉県高等学校体育連盟会長に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
(1)大会参加を認める条件
ア 埼玉県高等学校体育連盟の目的を理解し、それを尊重すること。
イ 参加を希望する特別支援学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校にあっては、学齢・修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
ウ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失すことなく、運営が適切であること。
(2)大会参加に際し守るべき条件
ア 埼玉県高等学校体育大会開催基準要項及び埼玉県高等学校体育連盟对外試合規程を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
イ 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償保険に加入

しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

10 参加制限 1チーム 監督1名、選手15名以内とする。

11 申込方法 令和6年5月31日までに秀明英光高校 山本 峻太 まで所定の様式にて申し込むこと。

12 表 彰 第3位までの学校に賞状を授与する。

13 参加上の注意 (1) 競技中の疾病、傷害などの応急措置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。
なお、参加者は健康保険証を持参すること。
(2) 参加校の選手は、必ず引率責任者によって引率され、また学校は参加選手のすべての行動に
対して責任を負うものとする。
(3) 生徒の飲食は、参加校の責任において喫食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること。